

議案 8

ダム工学会規約の変更及び一般社団法人ダム工学会定款（案）について

1. ダム工学会規約の変更（案）

①一般社団法人ダム工学会への移行について

○これまでの経緯

昨年度の第18回通常総会において、ダム工学会の当面の措置としては、一般社団法人となり非営利一般社団法人を目指すこととし、その後、公益認定を受けるか否かについては、状況を見て判断し、再度検討していくこととなった。

○規約の変更（案）概要

任意団体である現在のダム工学会が、一般社団法人ダム工学会へ移行する際、全ての権利義務を一般社団法人ダム工学会に譲渡する規約の変更について、会員の承認を求めるものである。

②シニア会員制度の実施について

○これまでの経緯

正会員が退職を機にダム工学会から退会する傾向が多く見られるため、引き続きダム工学会会員にとどまっていたいとするよう、昨年度の第40回理事会において、シニア会員制度の実施が決定された。

○規約の変更（案）概要

シニア会員制度の実施にあたり、ダム工学会会員にシニア会員を追加する規約の変更について、会員の承認を求めるものである。

○シニア会員制度概要（規約細則に明記）

- ・シニア会員の対象年齢は60歳以上とする。
- ・シニア会員期間は10年を限度とし、以降は更新等手続を要する。
- ・シニア会員加入時の年齢により、シニア会員会費（10年間分前納）は次のとおりとする。

60歳以上	65歳未満	40,000円
65歳以上		30,000円

2. 一般社団法人ダム工学会定款（案）

前述1. ①のとおり、現在のダム工学会会員は一般社団法人ダム工学会会員に自動移行するため、一般社団法人ダム工学会定款（案）（=現在の規約にあたる）について事前に会員の承認を求めるものである。

次頁に、現在の任意団体ダム工学会から一般社団法人ダム工学会への移行フロー（図-1）を示す。

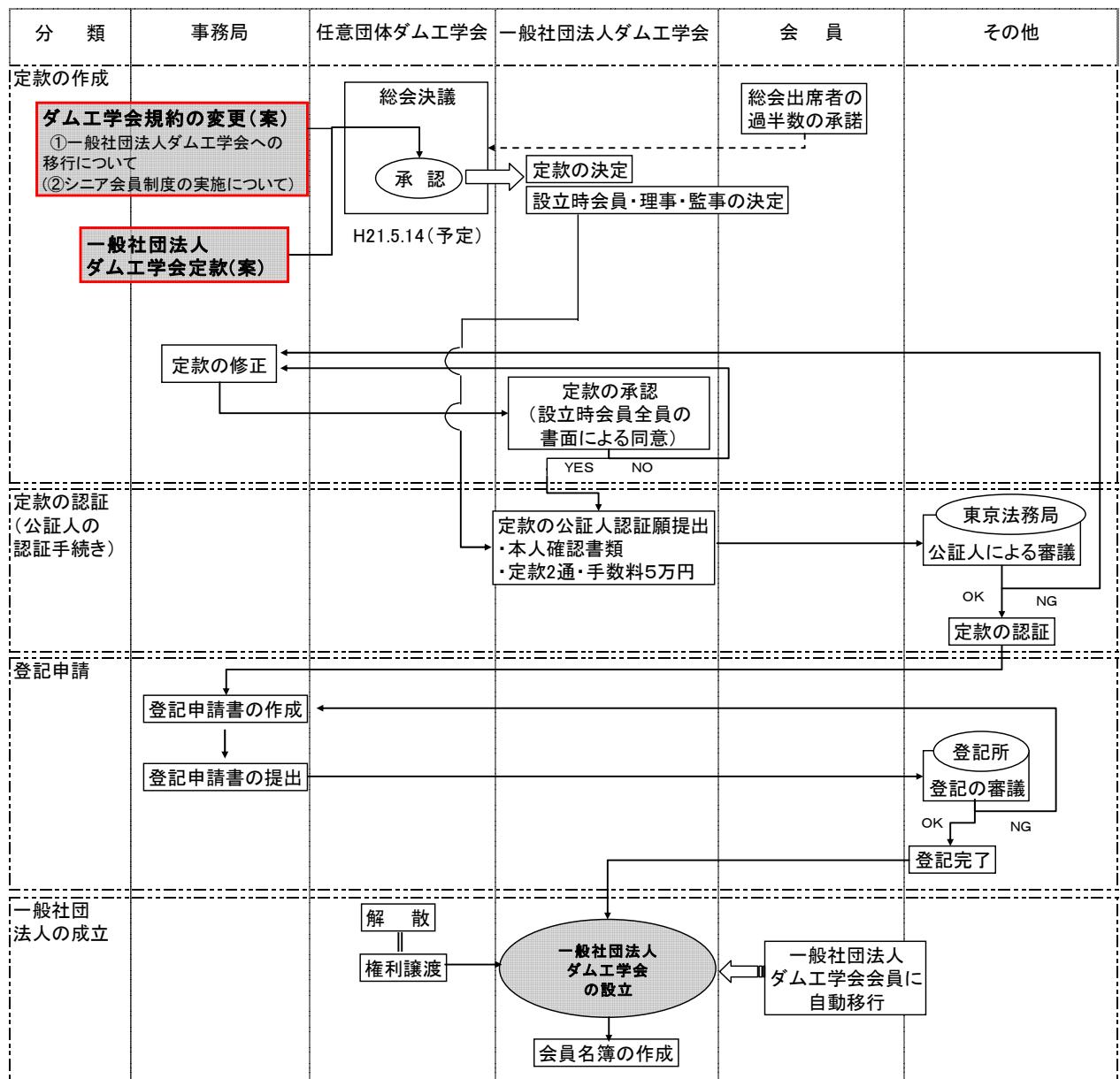


図-1 ダム工学会から一般社団法人ダム工学会への移行フロー

ダム工学会規約の変更（案）

一般社団法人ダム工学会の設立に向け、現在のダム工学会の規約を下記のとおり改正する。

改 正 (案)	現 行
(会員) 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。 (1)正会員 本会の目的に賛同する個人 (2)シニア会員 本会の目的に賛同する個人 (3)学生会員 本会の目的に賛同する学生 (4)賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人ならびに法人、またはその他の団体	(会員) 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。 (1)正会員 本会の目的に賛同する個人 (2)学生会員 本会の目的に賛同する学生 (3)賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人ならびに法人、またはその他の団体
(役員) 第11条 理事は、評議員会の推薦により総会の議決を経て正会員及びシニア会員から選出される。	(役員) 第11条 理事は、評議員会の推薦により総会の議決を経て正会員から選出される。
(評議員) 第13条 2 評議員は正会員及びシニア会員の中から規約細則の定めるところにより選出する。	(評議員) 第13条 2 評議員は正会員の中から規約細則の定めるところにより選出する。
(総会) 第15条 総会は、正会員、シニア会員及び学生会員によって構成され、次の事項を議決する。 (以下、中略) 4 総会の定足数は正会員、シニア会員及び学生会員の三分の一以上とし、委任状による議決権の行使を認めめる。 5 総会における正会員、シニア会員及び学生会員の議決権は各一個とし、議決は、出席者の過半数によって決め、可否同数のときは、議長がこれを決定する。	(総会) 第15条 総会は、正会員によって構成され、次の事項を議決する。 (以下、中略) 4 総会の定足数は正会員の三分の一以上とし、委任状による議決権の行使を認める。 5 総会における正会員の議決権は各一個とし、議決は、出席者の過半数によって決め、可否同数のときは、議長がこれを決定する。
(解散および権利義務譲渡) 第21条 一般社団法人ダム工学会の設立の前日を解散の日とし、事業年度の末日とする。 2 第5条に定める会員は、一般社団法人ダム工学会の設立日に一般社団法人ダム工学会の会員となるものとする。 3 前項の他全ての権利義務を、一般社団法人ダム工学会の設立日に一般社団法人ダム工学会へ譲渡するものとする。	